

個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る 申告手続の簡素化について



日本税理士会連合会 調査研究部

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階

☎ 03-5435-0931 📠 03-5435-0936

✉ gyomu1@nichizeiren.jp

上場株式等の配当等に係る申告分離課税制度

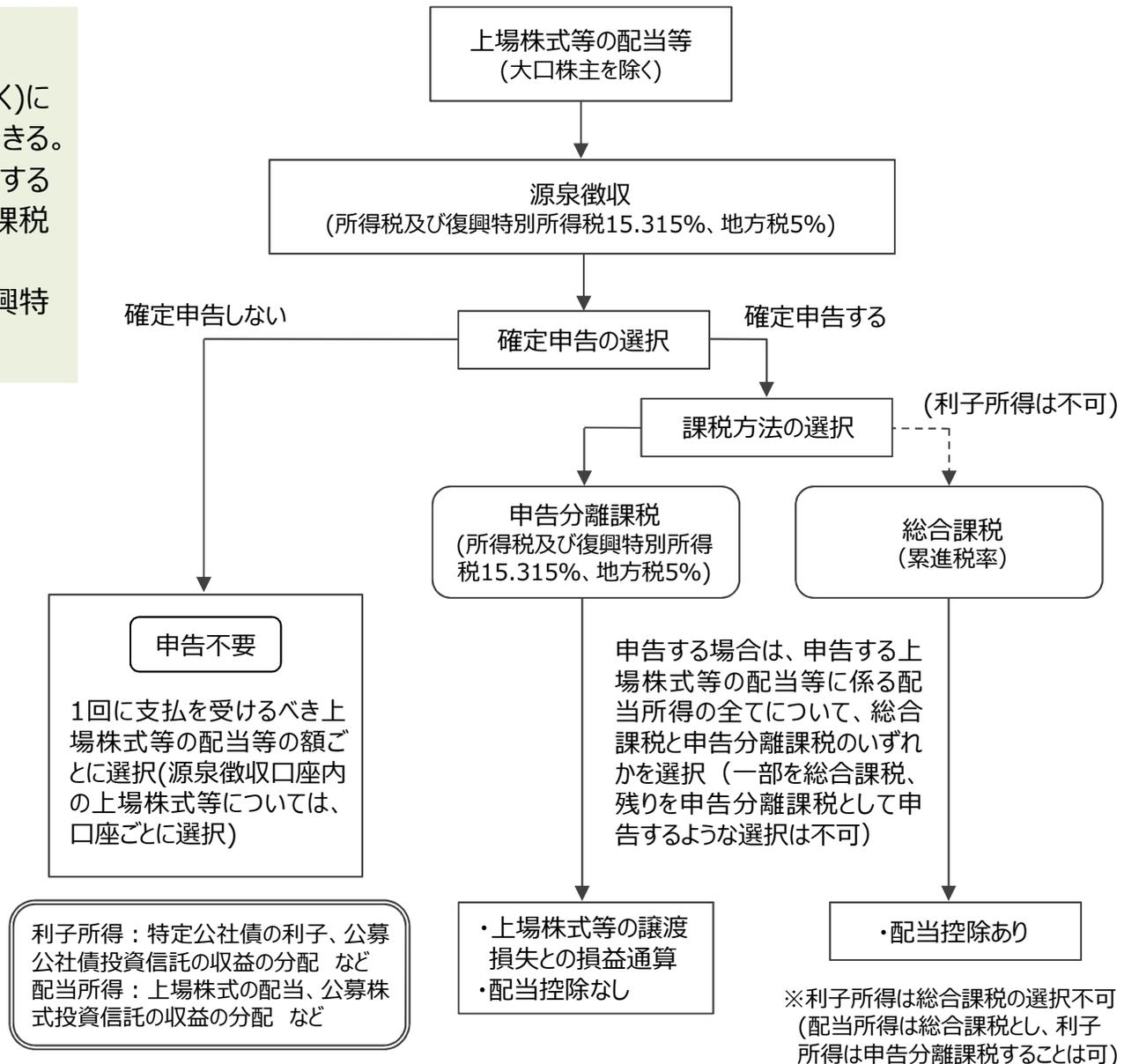
➤ 制度の概要

■ 概要

上場株式等の配当等(一定の大口株主等が受けるものを除く)については、総合課税に代えて申告分離課税を選択することができる。

なお、上場株式等の配当等を申告する場合には、その申告する上場株式等の配当等の全額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することになる。

また、申告分離課税の税率は、20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%)の税率が適用される。



平成29年度税制改正において

- 平成29年度税制改正において、上場株式等の配当所得等について、所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できることが地方税法において明確化された

平成29年度税制改正の大綱（抄）（平成28年12月22日閣議決定）

一 個人所得課税

6 その他

（地方税）

- （9） 上場株式等に係る配当所得等について、市町村が納税義務者の意思等を勘案し、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化する。

これを受け、総務省では「地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)の一部改正について」(平成29年4月1日 総税市第26号)を各地方団体に通知し、上場株式等に係る配当所得等の課税方式について適切に取り扱うよう要請した。

具体的には、個人住民税の申告書と所得税の確定申告書の両方が提出された場合において(通常は所得税の確定申告書のみを提出することにより申告実務は完了しているが、別途に個人住民税の申告書も提出された場合が該当する)、個人住民税における上場株式等の配当等について、必ずしも確定申告書を優先して課税方式を決定するのではなく、これらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して決定することとした。

整理すると...

所得区分		所得税の課税方式	住民税の課税方式
譲渡所得 ※1	源泉徴収ありの特定口座の場合	● 申告不要 ● 申告分離課税 から納税者が選択	● 申告不要 ● 申告分離課税 から納税者が選択
	上記以外の場合	申告分離課税	申告分離課税
配当所得	大口株主に該当しない場合	● 申告不要 ● 申告分離課税 ● 総合課税 から納税者が選択	● 申告不要 ● 申告分離課税 ● 総合課税 から納税者が選択
	大口株主(発行済み株式の3%以上保有)の場合	総合課税 ※2	総合課税

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

所得税と住民税で異なる課税方式とすることも可能

※1 取引頻度等により雑所得または事業所得となる場合を含む。

※2 少額配当(年1回配当の場合1銘柄10万円以下)に該当する場合は、所得税のみ申告不要制度を選択可(住民税は総合課税のみ)。

日本税理士会連合会 令和3年度税制改正に関する建議書 概要

- 上場株式等の配当所得等に係る個人住民税の課税方式につき、所得税確定申告書に記載欄を設けて選択可能とすべき

＜配当所得の課税方式の選択例＞

	選択パターン①	選択パターン②
所得税	総合課税	申告分離
住民税	申告不要	申告不要

地方団体の対応

- 所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途住民税の申告が必要
- 個人住民税は電子申告に対応していない
- 選択する課税方式の申告方法や申告様式は地方団体によって区々

(例)・独自の専用申出書を提出する

- ・住民税申告書に選択する課税方式と所得税と異なる項目のみ記載して提出
- ・住民税申告書に選択する課税方式と全欄を記入して提出
- ・口頭で課税方式や所得税と異なる点を伝える

事務負担 **大**

建議

- ・ 所得税の確定申告書に配当所得等の取扱いに関し必要な記載欄を設け、納税者が容易に課税方式を選択できるようにすべき

